

日本国内に住所を有する扶養認定時の提出書類

確認事項	添付書類	備考
続柄	<p>①・②のいずれかを添付</p> <p>①続柄が確認できる国内認定対象者の戸籍謄本又は戸籍抄本</p> <p>②被保険者と国内認定対象者が同一世帯であり、被保険者が世帯主である場合は、住民票記載事項証明書（続柄の記載があるもので、マイナンバーの記載がないもの）</p>	<p>【新生児の場合】</p> <p>原則として戸籍謄本や住民票等の公的証明書の提出が必要。なお、認定時に公的証明書等の添付が困難な場合は、認定後、1か月以内に住民票等を提出すること。</p> <p>【外国籍で戸籍を有さない場合】 ※すべて添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母国で発行される続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類（海外在住者向け新旧対照表の続柄参照） ・日本語の翻訳文 ・翻訳者の署名 ・状況届（全年齢対象） <p>【内縁関係の場合】 ※すべて添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と認定対象者それぞれの戸籍謄本又は戸籍抄本 ・被保険者世帯全員の住民票記載事項証明書（続柄の記載があるもの）
収入	<p>①給与収入がある場合…勤務先から発行された収入証明書（給与支払証明書）</p> <p>②退職者…離職票-1（写）</p> <p>③年金受給者…年金証書、改定通知書、振込通知書（写）等</p> <p>④自営業、不動産収入等…直近の確定申告書（写）</p> <p>⑤社会保険給付（傷病手当金、出産手当金）…給付期間と金額のわかる書類（写）</p> <p>⑥上記①～⑤に加えて他に収入がある場合…①～⑤の確認書類及び課税（非課税）証明書</p> <p>⑦上記①～⑥に該当しない場合…課税（非課税）証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退職者については原則、離職票-1で確認を行う。離職票が発行されない場合は、退職証明書を添付。 ・16歳未満の子である場合、添付書類は不要。
同居	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票記載事項証明書（続柄の記載があるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの記載がないものを添付する。
別居	<ul style="list-style-type: none"> ・送金証明書 ・預金通帳（写）、払込明細書（写） ・給与振込者の場合は、給与明細（写） 	<ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳と払込明細書は、送金者名と受取者名が載っているものを添付する。 ・給与口座を分けての送金は給与明細（写）に送金口座がどれかを会社が確認のうえ証明。 ・現金の手渡しは送金とみなさない。 ・別居者への送金の事実が少なくとも1回は必要。 ・年間複数回の仕送りを予定している場合や年間複数回かつ一定額ではない仕送りを予定している場合は、仕送り回数及び各回の仕送り予定額を送金証明書により申告する。 ・国内在住の学生又は16歳未満の子である場合、添付書類は不要。

・いずれの場合も、確認書類の提出に代えて被保険者本人の申し立てで認定を行う事は認められなくなります。

確認書類を提出できない場合、認定することはできませんのでご注意ください。

海外に在住し日本国内に住所を有しない扶養認定時の提出書類

確認事項	添付書類	備考
続柄	・続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類	<p>近隣諸国の添付書類の例</p> <p>【中国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親族関係証明書（続柄など） ・住民戸籍簿（住所） <p>※ただし自治体により対応が異なる可能性有り</p> <p>【韓国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族関係証明書（日本の戸籍謄本にあたるもの） ・婚姻証明書（配偶者の場合） ・出生証明書（親子関係の場合） <p>【フィリピン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻証明書（配偶者の場合） ・出生証明書（親子関係の場合） <p>【ベトナム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の戸籍謄本にあたるもの ・婚姻証明書（配偶者の場合） ・出生証明書（親子関係の場合） <p>【ブラジル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領事館発行の婚姻証明書 <p>上記以外の書類は認定を行う前に個別に厚労省との協議が必要なため、健保へご相談ください。</p>
収入	<p>(収入がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関又は勤務先から発行された収入証明書 <p>(収入がない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類 	<p>近隣諸国の添付書類の例</p> <p>【中国】</p> <ul style="list-style-type: none"> (収入あり) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入なし) ・自治体発行の無収入証明書 <p>※ただし自治体により対応が異なる可能性有り</p> <p>【韓国】</p> <ul style="list-style-type: none"> (収入あり) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入なし) ・管轄税務署発行の無所得証明書 <p>【フィリピン】</p> <ul style="list-style-type: none"> (収入あり) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入なし) ・無収入の証明については決まったものがなく、自治体の窓口などで個別対応の可能性 <p>【ベトナム】</p> <ul style="list-style-type: none"> (収入あり) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入なし) ・無収入の証明については決まったものがなく、自治体の窓口などで個別対応の可能性 <p>上記以外の書類は認定を行う前に個別に厚労省との協議が必要なため、健保へご相談ください。</p>
同居	・被保険者と同一世帯であることを確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類	
別居	<ul style="list-style-type: none"> ・送金証明書 ・金融機関発行の振込依頼書又は振込先の通帳の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳と払込明細書は、送金者名と受取者名が載っているものを添付する。 ・現金の手渡しは送金とみなさない。 ・別居者への送金の事実が少なくとも1回は必要。 ・年間複数回の仕送りを予定している場合や年間複数回かつ一定額ではない仕送りを予定している場合は、仕送り回数及び各回の仕送り予定額を送金証明書により申告する。

- ・外国語表記の書類についてはいずれも翻訳文が必要。翻訳は申請者とその家族以外の者が行い、翻訳者の署名が必要です。
- ・年齢を問わず状況届も必ず添付ください。
- ・いずれの場合も、確認書類の提出に代えて被保険者本人の申し立てで認定を行う事は認められなくなります。確認書類を提出できない場合、認定することはできませんのでご注意ください。